

令和元年（ワ）第10940号 損害賠償請求事件

原告 森 次 茂 廣

被告

第17準備書面

令和4年10月11日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士

同

同

(担当) 同

被告がサイレントロボに原告作成のプログラムを使用していると考えられること及び文書提出命令によりサイレントロボに記載しているソースコードを記載した文書を取り調べる必要が高いこと

- 1 被告は、令和2年3月5日付け準備書面1第3において「被告がサイレントロボを制作したのは、平成15年10月である（乙3）。それ以降、被告は、サイレントロボを各地に設置している（乙5）。」と主張し、その後サイレントロボについて乙3号証の製作仕様書、乙4号証のカタログの提出を行い、令和2年12月29日付け準備書面5において、サ

イレントロボのソースコードとして乙23号証を提出している。

- 2 原告は、令和3年7月27日付け第9準備書面以降、乙3号証や乙4号証で予定されている機能等が乙23号証で実装されていない（乙23号証がサイレントロボのソースコードではない）と考えられる点について複数指摘しているが、被告は「乙23号証は、サイレントロボのソースコードである」（令和3年9月3日付け準備書面9第2）、「ソースコード（乙23）は正当なものである。」（令和3年11月9日付け準備書面12）等主張しており、令和4年2月4日付け準備書面14第1の1では乙23号証の「17頁目以降のソースコードが、現在、サイレントロボで実際に実行しているソースコードであり」と主張し、同年2月7日付け意見書でも「被告（相手方）がサイレントロボのプログラムに係るソースコードの主張として引用している文書は、乙第23号証である。」と意見を述べている。このように乙23号証が現在サイレントロボに実装されているソースコードであることが前提として、これまで一年以上乙23号証と乙3号証や乙4号証との齟齬について議論を重ねていた。
- 3 もっとも、被告は、専門委員の先生を含めた議論を複数回行い、専門委員の先生や調査官から乙23号証について多数指摘が行われた現在に至って、乙23号証のソースコードが開発途中のものであるため乙3号証、乙4号証の記載されている一部の機能が実装されていない旨主張を大きく変遷させている（令和4年9月9日付け準備書面18）。仮に被告が主張するように乙23号証のソースコードが開発途中のものであれば、デジタル表示やサンプリングが10Hzの測定となっていないこと等に関する原告の指摘に対して、令和4年2月4日準備書面15又はそれに近い時点で「開発途中であるため未実装であった」等主張されてい

たはずである。以上の経緯からすると、被告は不自然かつ不合理な弁解を行っていると考えざるを得ない。

- 4 (1) これまで原告が主張しているように乙23号証には、乙3号証や乙4号証で予定された機能が実現されておらず、かつ電圧値を測定値に変換する計算式を始めソースコードに誤りが複数存在するため、そもそも騒音振動プログラムとして機能しない（令和4年4月18日付け第15準備書面1参照）。そして、被告としても乙23号証が最小値を求めるソースコードになっていることや1時間に10秒間の欠損があること、保存データの種類が足りていないこと等については認めている状況である。
- (2) さらに、被告は、原告に高山トンネル騒音振動プログラム（平成14年6月24日納品）、志津見ダム発破振動プログラム（平成15年7月31日納品）、本件プログラム3（平成17年4月30日納品）の作成を依頼しており、平成26年頃から原告が預かっている被告所有のテストマシンには本件プログラム3と酷似した被告版プログラム3（甲8-2、甲27）が保存されている状態であった（訴状第2の4（2）ア（6頁））。そして、被告テストマシンの「倉敷警察署」のフォルダには、「SoundVibrationMontor2.exe」（甲8-2）というファイルがあり、当該ファイルのタイムスタンプには平成24年5月25日と記載されていることから（甲43）、当時被告で甲8号証の2が使用され、かつ納品されていたと推認される。
- (3) 以上(1)、(2)を踏まえると、被告は自社で騒音振動プログラムを作成する能力がなく、サイレントロボ開発時も自社で騒音振動プログラムを開発していなかったと考えるのが自然である。被告が乙23号証について不自然かつ不合理な弁解を行うこともこのことを裏付ける。そ

して、上記(2)の時系列及び被告がこれまで他のプログラムも含め原告のプログラムを複製していたことを併せ考慮すると、乙23号証がサイレントロボのソースコードでないということは、被告が原告の騒音振動プログラムを利用してサイレントロボを作成した可能性が極めて高いことを意味する。

- 5 よって、被告には原告の騒音振動プログラムを利用して作成されたサイレントロボのソースコードが存在すると考えられ、原告の複製権や同一性保持権、氏名表示権の侵害行為を立証するため、文書提出命令によりサイレントロボに使用しているソースコードを記載した文書（令和3年12月14日付け文書提出命令の申立書参照）を取り調べる必要性が高いと考える。

以 上